【参考】令和2年度と令和3年度分の国保税(年税額)を比較した場合

◆7割軽減

(所得割なしで被保険者が1人(40歳以上65歳未満)の場合)

区分		令和2年度	令和3年度	差額	
	医療分	13,200円	13,200円	0円	
年 税 額	後期分	1,200円	1,680円	480円	
	介護分	3,000円	3,150円	150円	
	合計額	17,400円	18,030円	630円	
1月あたりの税額		1,450円	1,502円	5 2円	

◆7割軽減

(所得割なしで被保険者が3人(1人が65歳以上、1人が40歳以上65歳未満、1人が40歳未満)の場合)

区分		令和2年度	令和3年度	差 額	
年税額	医療分	28,800円	28,800円	0円	
	後期分	2,400円	3,360円	960円	
額	介護分	3,030円	3,150円	120円	
	合計額	34,230円	35,310円	1,080円	
1月あたりの税額		2,852円	2,942円	90円	

◆軽減なし

(所得割算定基礎額が200万円で被保険者が1人(40歳以上65歳未満)の場合)

区分		令和2年度	令和3年度	差額	
年 税 額	医療分	180,000円	180,000円	0円	
	後期分	15,400円	21,600円	6, 200円	
	介護分	41,100円	42,500円	1,400円	
	合計額	236,500円	244,100円	7,600円	
1月あたりの税額		19,708円	20,341円	633円	

上手にお医者さんを受診しましょう!

- ~医療費を抑えることは、町の負担はもちろん、家計の負担も節約できます~
- ○身近な「かかりつけ医」を見つけましょう。
 - ~緊急でない場合は、まずは近くのお医者さんに診てもらいましょう。
- ○重複受診はやめましょう。
 - ~同じ病気で、病院を何力所も受診するのはやめましょう。
- ○年に一度の住民健診は、必ず受けましょう。
 - 〜住民健診を受けることで、病気の予防と早期発見につながります。 病気の予防と早期発見は医療費を抑える役割もあります。
- ○ジェネリック医薬品を活用してみましょう。
 - ~ジェネリック医薬品は価格が安く、新薬と効き目が同じ薬ですから、上手に活用すると薬代を節約できます。まずはお医者さんや薬局の薬剤師に相談してみましょう。
 - お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114(担当:髙橋)

令和3年4月から 国民健康保険税の税率が変わります!

~国保の安定した運営のため、ご理解とご協力をお願いします~

国民健康保険(国保)は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるように、加入しているみなさんが保険税としてお金を出し合い、互いに助け合う制度です。

このたび国保の安定した運営のため、国民健康保険の税率を以下のとおり改定いたします。 負担をお掛けすることになりますが、「互いに助け合い支えあう」国保制度を将来にわたり安定 的に継続していくために、加入しているみなさんのご理解とご協力をお願いします。

■令和3年度 国民健康保険税率

- A	医療保険分	後期高齢者支援金分		介護納付金分	
区 分 (対象者)	(加入者全員)	(加入者全員)		(40歳以上65歳未満)	
	変更なし	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	6.80%	0.57%	0.8%	1.55%	1.6%
均等割額 (1人あたり)	26,000円	2,000円	2,800円	6,700円	7,000円
平等割額(1世帯あたり)	18,000円	2,000円	2,800円	3,400円	3,500円

■所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

所得の少ない世帯は、被保険者等の人数に応じて「均等割額」と「平等割額」がそれぞれ軽減されます。

(世帯主の所得は、国民健康保険税に加入・未加入に関わらず所得基準の判定の対象となります) この軽減を受けるには、前年分の所得の申告が必要です。

軽減の対象となる所得の基準	軽減割合
43万円+【(給与所得者数-1)×10万円】	7割
43万円+【(給与所得者数-1)×10万円】+ 【28万5千円×(被保険者及び特定同一世帯所属者数)】	5割
43万円+【(給与所得者数-1)×10万円】+ 【52万円×(被保険者及び特定同一世帯所属者数)】	2割



給与所得者数とは・・・

納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに特定同一世帯所属者のうち、 給与所得を有する者(収入金額が55万円を超える者に限る)の数及び公的年金等に係る所得を 有する者(65歳未満の者にあっては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、 65歳以上の者にあっては、当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者に限り、給与所 得を有する者を除く)の合計数をいいます。

⑦ 令和3年4月1日号 広報しちかしゅく No.723 ⑥